

文化会館と体育施設の管理・運営が

「三芳町文化会館」と「体育施設（総合体育館・運動公園グラウンド・テニスコート・弓道場）」の管理・運営が、平成22年4月1日より、三芳町直営から指定管理者に移行します。これに伴い、条例の改正が行われ、平成22年4月1日に施行されます。

ここでは、利用料金や手続き方法などの主な改正点をお知らせいたします。なお、体育施設につきましては、利用料金及び手続き方法などに変更はありません。

問い合わせ 三芳町文化会館 ☎259-3211 スポーツ振興課（総合体育館内）☎258-0311

「指定管理者」に移行します!!

《三芳町文化会館》 施設利用料金について

指定管理者の運営する施設の利用料は、指定管理者が条例に定められた額(下表)を上限に、町長の承認を得て設定します。

施設	使用区分 使用時間	午前	午後	夜間	全日	
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
ホール	舞台/客席	土・日曜日、祝日	12,000円	16,800円	19,200円	45,600円
		平日	10,800円	15,100円	17,200円	41,000円
	舞台のみ	土・日曜日、祝日	5,000円	7,000円	8,000円	18,800円
		平日	4,500円	6,300円	7,200円	16,200円
楽屋1・2	—	300円	300円	500円	1,200円	
楽屋3	—	500円	500円	700円	1,700円	
ミニホール	改定前	2,500円	3,500円	4,000円	9,500円	
	改定後	1,100円	1,400円	1,400円	3,500円	
会議室1・2	改定前	800円	1,200円	1,200円	3,000円	
	改定後	300円	400円	400円	1,100円	
音楽スタジオ	改定前	800円	1,200円	1,200円	3,000円	
	改定後	300円	400円	400円	1,100円	
展示室	改定前	2,700円	3,800円	4,400円	10,000円	
	改定後	300円	400円	400円	1,100円	
多目的室(旧レストラン)	通常	800円	1,000円	1,000円	2,500円	
	厨房利用	1,800円	2,000円	2,000円	5,500円	

4月スタート

総合体育館で行う「スポーツ健康教室」参加者募集 3月10日(水)午前10時から申込み受け付け開始!!

太極拳教室

深い呼吸とゆったりした動き、年齢や体力を問わずどなたでもできる健康法を体験してみませんか！

日程 4月から毎週木曜日
※教室は1年間開催します。

時間 入門教室/午前9時30分から10時10分
継続教室/午前10時20分から11時
※入門、継続教室を通して受講できます。

定員 40人(先着順)
講師 日本太極拳法一楽庵 杉山浩一
参加費 1回 300円(当日納入)

ハワイアンフラ教室

アロハ 自然と共生するロハスな生活への一歩を始めませんか！

日程 4月から3か月間で1期、年4期開催します。

教室・時間
初心者入門教室/毎週金曜日、午後1時30分から午後2時30分(60分)

定員 30人(先着順)
講師 レイフルマモ風間
参加費 1期分(3か月12回分) 6,000円
※参加費は、各期開始1週間前までに一括納入

●スポーツ健康教室申込み●
スポーツ振興課(総合体育館内) ☎258-0311
※3月10日(水)、午前10時から申込み受け付け開始

Q & A 質問コーナー

- Q1 指定管理者制度とは、どのような制度ですか？
A1 平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理について、民間事業者、NPO法人その他の団体を指定管理者として指定することができるようになりました。
これは、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するために、民間のノウハウを生かしつつ、住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としたものです。
- Q2 営利目的の民間企業が指定管理者になると利用料金が上がったり、住民へのサービスが低下したりするのではないですか？
A2 従来の管理運営委託業務に比べて、業務の範囲は広がることとなりますが、施設の開館時間や利用料金の上限設定などの基本事項については、条例で定められています。
文化会館の利用料金については、ホールは従来通り、それ以外の施設は安くなります。また、新たに多目的室(旧レストラン)が加わります。※詳しくは、別表をご覧ください。
体育施設の利用料金や利用手続きは、指定管理者移行後も変更はありません。
- Q3 指定管理者が適正に施設を管理・運営しているかについては、どのように判断するのですか？
A3 指定管理者に随時運営状況等についての業務報告を求めています。また、必要に応じて改善の指示を行うなど、町が責任もって監督します。
- Q4 平成22年度以降、三芳町文化会館の主催事業はどうなりますか？
A4 平成22年度も子供から高齢の方まで楽しんでいただける公演を開催します。5月に小杉真貴子さんを迎えて『民謡、そして日本の音』、6月には最も旬な芸人たちによる『爆笑ライブ2010』を行う予定です。乞うご期待!!

《三芳町文化会館》 施設利用許可申請について

指定管理者移行後は、利用申請期間が下表のとおり変わります。

施設	利用申請期間
ホール	舞台/客席 利用日の1年前から3ヵ月前まで
	舞台のみ 利用日の3ヵ月前から
楽屋1・2・3	利用日の1年前から3ヵ月前まで
ミニホール	利用日の3ヵ月前から前日まで
会議室1・2	
音楽スタジオ	
展示室	
多目的室(旧レストラン)	



※ホール以外の施設をホールと一体的に利用する場合は、ホールと同じ期間が適用されます。
※旧条例では、ホール以外の施設の利用申請期間は「利用日の1年前から前日まで」になっておりました。